

## 新型コロナウイルス感染症対応 &lt;2/4 現在&gt;

## 【コロナ疑い時】

- ① 発熱や風邪症状（倦怠感・体調不良を含む）がある場合は、医療機関を受診し医師の診断結果が出るまで出勤しない。
  - ② 医療機関受診時は、電話にて医療機関等の指示を仰いだ上で受診する。
  - ③ 同居家族等（飲食・入浴・就寝等を共にする家族や同居者）に同症状発生の場合は、当該家族等の医師の診断結果が出るまで在宅勤務とする。
  - ④ 疑い時および状態変化時は、総務課メール jinji@kyoritsu-wu.ac.jp にて報告する。
  - ⑤ 総務課より 新型コロナ健康管理表用紙送付。発熱 2 日前からの状況を記録する。
  - ⑥ 新型コロナ健康管理表に記入し健康状態をチェックする。
- ※ 同居家族等が濃厚接触者となった場合でも、当該家族等が無症状であれば、自宅待機の必要はない。

## 【感染者】

- ① 保健所の指示に従う。
- ② 入院した場合は、退院後 1 週間は可能な限り在宅勤務を行う。在宅勤務が困難な場合は、復帰後 1 週間は毎日の健康観察・不織布マスク着用・他の人との距離を 2m 程度保つこと。
- ③ 自宅療養の場合は、新型コロナ健康管理表に沿って毎日健康状態をチェックし、必要時メールにて報告をする。
- ④ 主治医の指示に従い、また加療中の重症度によって産業医に相談した上で復帰する。
- ⑤ 自宅療養の場合の職場復帰目安は、発症後少なくとも 10 日経過、かつ症状消失した翌日から 72 時間が経過している事とする。
- ⑥ 無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から 7 日間を経過した場合には療養解除を可能とする。但し、10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態を確認し、リスクの高い場所の利用や会食等を避けるとともに不織布マスクを着用する等の感染対策をすること。
- ⑦ 出勤再開時は保健室に「感染症報告書(医療機関受診時の領収書等を添付)」を提出する。
- ⑧ 上記に関わらず、体調不良時は無理をせず自宅療養をする。

## 【濃厚接触者】

- ① 保健所の指示に従う。
- ② 同居家族等が検査陽性者となった場合は、濃厚接触者とみなす。
- ③ 濃厚接触者の待機期間は、最終暴露日(感染者と最後に濃厚接触した日)の翌日から起算する。
- ④ 同居家族等が検査陽性者となり濃厚接触者となった場合は、当該検査陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)、または当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日\*1 のいずれかの遅い方の翌日から起算する\*2。
- ⑤ 待機期間は、原則、7 日間で 8 日目に解除とする。但し、以下の要件を満たす場合は、待機期間の 7 日を待たずに、5 日目に解除という取扱いをすることができる。
  - ・無症状であること。
  - ・教育の実施上、所属長(各学校長または事務局長)が必要と認めた者であること。
  - ・4 日目及び 5 日目の抗原定性検査キットを用いた検査(5 日目の PCR 検査または抗原定量検査

を含む)で陰性が確認できたこと。

・同居家族等の感染により濃厚接触者となった者ではないこと。

- ⑥ 待機期間解除後も、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態の確認等を行うこと。
- ⑦ 状態変化時、メールにて報告する。

### 【感染報告時学内対応】

- ① 保健所と連携
- ② 総務課より聞き取り（経過・現在の体調、既往歴、発症2日前以降の行動範囲（学内外）、濃厚接触者、周囲の罹患者の有無、保健所連絡の有無）
- ③ 「感染症報告書」「新型コロナ健康管理表」用紙提出
- ④ 産業医報告
- ⑤ 濃厚接触者洗い出し
  - ・接触時期は発症2日前から
  - ・感染者との距離は1m以内（手で触れる範囲）
  - ・不織布マスクなどの標準予防策なしで15分以上の接触者
  - ・2m以内で向かい合って食事をした者
- ⑥ 学内消毒：保健所の指示に従う

### 【出勤時の注意点】※学校感染対策においては社会的隔離が最重要です。

- ① 十分な睡眠と栄養を取る（概ね8時間以上）。
- ② 朝検温を行い、少しでも風邪の症状や倦怠感など体調不良を感じる場合は自宅待機とする。
- ③ 出勤時は必ず不織布マスク着用。
- ④ 入口で手指の消毒液を1～2プッシュ取り、乾燥するまで擦り合わせる。
- ⑤ 勤務開始前に手洗い、うがいを行う。石けんを使って30秒間しっかりと洗う。
- ⑥ ペーパータオルに消毒液を取り、デスク回り（机上、引き出しの取っ手、PCキーボード、マウス、受話器など）を拭く。
- ⑦ 隣の席とは1m以上間隔をあける。
- ⑧ 適宜換気を行う。  
30分に1回5分以上。もしくは60分に1回10分以上。
- ⑨ 勤務中は不織布マスクを着用し、不必要な会話は禁止
- ⑩ 会話をする時は斜めに立ち、正面には立たない。また相手と手が触れ合う距離での会話は避ける。
- ⑪ 昼食で休憩室を利用する場合は、真正面では食べない。出来るだけ時間をずらして休憩する。
- ⑫ トイレ後は手洗いを徹底し、ドアは肘やからだで開ける。
- ⑬ 共用文具や機材を使用後は手を洗う。
- ⑭ ごみは密閉して捨て、その後手洗いをする。
- ⑮ 勤務中、少しでも発熱・悪寒等を感じたら直ちに帰宅する。

以上

\*1:ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定し、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格な隔離等を行うことまでは求められない。

\*2:当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日から起算する。また、当該検査陽性者が無症状であっても、その後発症した場合は、その発症日の翌日から起算する。